

**「京都市における個人情報保護制度の見直しについて 答申（案）」に対する
市民意見募集結果及び同答申について**

京都市では、基本的な人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であるとの考えのもと、昭和62年に「京都市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」を、平成5年には、「京都市個人情報保護条例」（以下「現行条例」という。）を制定し、国より先んじて個人情報保護の仕組みづくりを進めてきました。

一方、国においては、個人情報保護法が改正され、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、全国共通ルールが適用されることとなりました（令和5年4月から施行予定）。現行条例で規律する部分の大半は、改正法に移行することになります。

そこで本市では、法改正に伴う個人情報保護制度の見直しのあり方について、京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、答申（案）がとりまとめられたことから、6月24日から約1か月間、市民意見募集を行いました。

この度、市民意見募集の御意見とそれに対する審議会の考え方がまとめられるとともに、これらを踏まえて、8月22日に、審議会から答申の提出がなされたことから、御報告いたします。

1 市民意見募集の概要について

（1）募集期間

令和4年6月24日（金）から7月25日（月）まで

（2）周知方法

ホームページ掲載、市民意見募集冊子の配布（市役所案内所、情報公開コーナー、各区役所・支所、各市立図書館等）、SNS（facebook、Twitter、LINE）や京都市地域企業未来力会議メールマガジンを利用した情報発信、京都駅前の電光掲示板での掲示

（3）意見募集結果

意見書数：247件 意見総数：745件

ア 年代別

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	回答しない	合計
31	43	43	38	33	18	19	4	18	247

イ 居住地別

市内	市外	回答しない	合計
204	33	10	247

ウ 提出方法別

入力フォーム	電子メール	F A X	郵 送	持 参	合計
235	2	0	0	10	247

エ 項目別

項 目		件 数
概要版		109
第1	はじめに	41
第2	個人情報保護制度の見直しに対する審議会の意見	—
1	基本的な考え方	40
2	個人情報保護制度の比較	
3	条例改正事項についての審議会の意見	—
全般について		41
項目1	定義、適用対象	54
項目2	取扱いの制限	65
項目3	安全管理措置	47
項目4	個人情報の開示請求	53
項目5	訂正及び利用停止請求	55
項目6	個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務目録	54
項目7	行政機関等匿名加工情報提供制度	51
項目8	審議会の役割	52
4	条例改正に伴う運用事項についての審議会の意見	56
その他		27
合 計		745

オ 御意見の概要

お寄せいただきました御意見総数は745件で、項目ごとでは、エの表で示した数となっています。

今回の市民意見募集では、個人情報の保護と利活用という改正法の趣旨を踏まえた貴重な御意見や御提言を数多くいただきました。市民の皆様からいただいた御意見の内容としては、答申案に賛同する趣旨の御意見が多く寄せられました。一方で、共通ルール化という改正法の趣旨に照らして、条例では独自の規定を設けるべきではないとの御意見もありました（詳細は別紙1）。

2 審議会の開催経過

- 令和3年 8月 6日 京都市長から、審議会に対して、個人情報保護制度の見直しに関し、諮問
- 令和3年10月～ 審議会に制度部会を設け、制度の見直しに関する審議を実施（計5回）
- 令和4年 6月13日 審議会が開催され、答申（案）をとりまとめ
- 令和4年 6月24日～ 答申（案）に対する市民意見を募集
- 令和4年 8月 8日 審議会の制度部会において、市民意見を踏まえ、答申に関する最終審議を実施
- 令和4年 8月22日 審議会が開催され、京都市長に対し、答申を提出

3 答申について

(1) 答申内容

別紙2のとおり

(2) 条例で規定することが検討される論点

改正法には、現行条例の各規定の大半について、相当する規定があります。新条例では、改正法が条例に委任している規定（委任規定）、改正法が条例に規定することを許容している規定（許容規定）、改正法の規定する個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない独自の規定（独自規定）、以上の3つの類型について検討することになります。

それぞれの類型に該当する論点についての答申の概要は、以下のとおりです。

ア 委任規定

(ア) 開示等請求における手数料【項目4〈論点3〉】

改正法では開示請求をするものは条例で定める額の手数料を納めなければならないとあります。答申では、開示制度は個人の権利を保障するものであることから、現行条例のとおり、手数料は徴収せず、写しの作成に必要なコピー代等の実費を請求するとしています。

(イ) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料【項目7〈論点1〉】

改正法では行政機関等匿名加工情報の利用について地方公共団体と契約するものは、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める手数料（21,000円＋職員人件費3,950円/時間＋委託費）を納めなければならないとしています。答申では、政令で定める額を標準にした手数料は、国において実費を勘案して算出したものであり、本市においても同額を徴収することは適当であるとしています。

イ 許容規定

(ア) 「条例要配慮個人情報」の内容【項目1〈論点2〉】

改正法では、地域特性に応じて、取扱いに特に配慮を要する個人情報の類型を規定することを許容しています。答申では、改正法の要配慮個人情報には現行条例の情報の類型が含まれるため、条例に規定する必要はないとしています。また、条例要配慮個人情報の改正法上の効果である漏えい時の本人通知については、答申の他の項目で、漏えい時は原則として本人通知を行うこととしています。

(イ) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項【項目6〈論点1〉】

改正法では、記録された本人の数が1,000人以上の場合を対象に、利用目的や個人情報の収集方法等を記載した「個人情報ファイル簿」を作成・公表することとしています。また、これとは別に個人情報の保有の状況に関する帳簿を作成・公表することも許容しています。答申では、これまで本市が個人情報取扱事務目録の作成や公表に務めてきた経過を踏まえ、本市の全ての個人情報取扱事務の一覧を別途作成・公表することが適当であるとしています。

(ウ) 開示等請求における不開示情報の範囲【項目4〈論点4〉】

改正法では、同法における不開示情報と各地方公共団体の情報公開条例における公開・非公開情報との整合を図るために、新条例で不開示情報を追加することを許容しています。答申では、「個人に関する情報」の定義を法令にそろえる必要があるとする一方で、改正法における不開示情報と本市情報公開条例における公開・非公開情報には整合性が認められるため、不開示情報を追加する必要はない

としています。

(エ) 開示請求等の手続【項目 4 <論点 2>】 【項目 5 <論点 1>】

改正法では、開示請求のあった時から実施機関の開示決定までの期間を30日以内としています。答申では、現行条例ではその期間が14日以内であり、市民の利便性の確保や事務上の工程としても定着していることから、14日以内に短縮するのが適当としています。また、改正法では、個人情報の訂正又は利用停止請求をする時、開示請求の手続を前置することとしています。答申では、前置することで個人情報の範囲が明確になり、制度の安定運用につながるとして、開示請求の前置を採ることを提言しています。

(オ) 審議会等への諮問【項目 8 <論点 1>】

改正法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することを条例で定めることを許容しています。答申では、高度な専門性や市民感覚を踏まえた視点を確保するため、制度改正や要綱制定等に当たっての諮問、個人情報取扱いに関する特別なケースについての意見聴取、制度の運用状況を検証するための報告といった仕組みが必要であるとしています。

ウ 独自規定

(ア) 目的外利用・提供時の制限【項目 2 <論点 3>】

答申では、個人情報を目的外利用・提供する場合、透明性を持たせることが望ましいことから、本市の個人情報のファイルを登載し公表する「個人情報ファイル簿」に、その利用目的と提供先の明記を条例で規定することが必要としています。

(イ) 個人情報管理責任者の設置【項目 3 <論点 1>】

答申では、改正法による安全管理措置を講じるために、現行条例で規定している「個人情報管理責任者」の設置を、新条例でも規定することが必要としています。

(ウ) 漏えい等への対応【項目 3 <論点 2>】

改正法では、個人の権利利益を害するおそれ大きいときは、漏えい時の本人通知を義務付けていますが、その他の漏えい事案でも原則として本人通知を行う制度を、条例で規定することが必要としています。

(エ) 行政機関等匿名加工情報提供制度の提供状況の審議会報告【項目 8 <論点 1>】

行政機関等匿名加工情報提供制度は、今回の制度改正で新たに導入されるものであり、提供状況について審議会の検証がなされることで、適宜、運用方法の見直し、利用しやすい制度を構築する必要があるため報告を必要としています。

4 今後の予定

令和4年11月	京都市個人情報保護条例改正の議案の提出
令和5年4月	個人情報保護法の施行及び新条例の施行

参考資料：市民意見募集冊子